

令和7年2月吉日

野球場利用者 様

川崎市多摩スポーツセンター

支配人 工藤 剛一

野球場における複合バットの取り扱いについて

川崎市多摩スポーツセンター野球場について、市内の一部野球場同様に令和7年4月1日より複合バットの使用を禁止に致しますので、ご理解ご協力いただけますようお願い申し上げます。

【禁止の理由】

複合バットは、木製・金属製バットに比べて、打球の飛距離が大きく伸びていることから、防球ネット・フェンスを越える事例があり、近隣の住宅や歩行者及び、当施設駐車場に駐車中の車両や近隣道路を走行中の車両に危害・損害を与えるといった事故が発生している為。

【対象物件】

複合バット（打球部にウレタンやカーボン等の素材を組み合わせたバット）

（例）○美津濃株式会社（ミズノ） ビヨンドマックスシリーズ

○株式会社エスエスケイ（SSK） ライズアーチシリーズ

○ゼット株式会社（ZEET） ブラックキャノンシリーズ 等

【同時期中止となる野球場】

（1）川崎区内5球場（池上新田球場・小田球場・桜川球場・大師球場・富士見球場）

（2）幸区内1球場（御幸球場）

（3）中原区内1球場（等々力運動広場）

（4）麻生区内1球場（とんびいけ球場）

【今後の周知等について】

川崎市多摩スポーツセンターホームページにて禁止の旨を周知いたします。

なお、禁止後に複合バットの使用が見受けられた場合、使用を止めるようお声がけするとともに、応じない場合は退場、又は、今後の利用をお断りする場合があります。（複合バットを利用した場合における利用者と近隣住民及び車両等とのトラブルにおいて当施設は一切の責任を負いません。）

【多摩区地域振興課確認済】